

成蹊学園公益通報者の保護等に関する規則

制 定 2009年10月9日
学 内 理 事 会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人成蹊学園及びその設置する学校（以下「本学」という。）における公益通報及び公益通報に係る相談（以下「公益通報等」という。）への対応に関し必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資するとともに、公益通報者及び公益通報に係る相談者を保護することを目的とする。

2 本学における公益通報等の取扱いに関しては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「教職員等」とは、本学と雇用関係にある者及び派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者）をいう。

2 この規則において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

(1) 法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。以下同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

(2) 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

3 この規則において「公益通報」とは、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、本学又は本学の業務に従事する場合における役員若しくは教職員等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

4 この規則において「公益通報に係る相談」とは、公益通報の処理の仕組み、通報対象事実に該当するか確認等に関する質問及び相談をいう。

5 この規則において「公益通報者」とは、公益通報を行った者をいう。

6 この規則において「各部門」とは、本学に置くすべての教育・研究上の組織及び事務組織をいう。

(公益通報者及び公益通報に係る相談者の範囲)

第3条 この規則において、公益通報者及び公益通報に係る相談者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 教職員等

(2) 本学の取引事業者（請負契約その他の契約のうち、継続的な契約を結んでいる取引事業者をいう。）の労働者

(総括責任者)

第4条 本学における公益通報等の処理を総括するため、公益通報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、専務理事をもって充てる。

第2章 通報処理体制

(通報・相談窓口)

第5条 本学における公益通報等に対する迅速かつ適切な対応を行うため、内部監査室に通報・相談窓口を置く。

2 通報・相談窓口を担当者を置き、内部監査室に所属する事務職員をもって充てる。

(公益通報等の受付方法)

- 第6条** 公益通報等をする者は、通報・相談窓口に対し、原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は口頭により公益通報等をするものとする。
- 2 公益通報を受け付けた通報・相談窓口の担当者は、直ちに総括責任者にその内容を報告するとともに、当該公益通報が通報・相談窓口への到達を確認できない方法によるものであった場合は、速やかに受け付けた旨を当該公益通報者に通知しなければならない。
 - 3 公益通報に係る相談を受けた通報・相談窓口の担当者は、当該公益通報に係る相談が公益通報に当たり、かつ、当該相談者が公益通報とすることを希望するときは、これを公益通報として受け付けるものとする。
 - 4 通報・相談窓口の担当者は、公益通報等の内容が、本学の他の規則等によりその対応が明確に規定されているときは、総括責任者と協議の上、担当部署へ事案を移送するものとし、当該公益通報等をした者に移送した旨を通知しなければならない。
 - 5 本学の役員又は通報・相談窓口の担当者以外の教職員等が、公益通報等を受けたときは、直ちに通報・相談窓口に連絡し、又は当該公益通報等をした者に対し通報・相談窓口へ公益通報等をするよう助言するなど、誠実に対応するよう努めなければならない。
 - 6 匿名により公益通報がされた場合は、当該公益通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときに限り、これを公益通報として受け付けることができる。

(検討の実施)

第7条 総括責任者は、前条第2項に規定する公益通報の報告を受けたときは、直ちに当該公益通報に係る事実関係について調査を実施するか否かの検討を公正、公平かつ誠実に行うものとする。

- 2 総括責任者は、前項の検討結果を、理事長に対し報告するとともに、通報・相談窓口の担当者が公益通報を受けた日から起算して20日以内に、当該公益通報者に対し通知するものとする。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を付して通知するものとする。

(調査の実施)

第8条 総括責任者は、前条第1項の検討の結果、調査が必要であると認めたときは、調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者の排除)

第9条 総括責任者は、当該公益通報に係る被通報者（通報対象事実に該当する不正行為を行った、行っている又は行おうとしているとして公益通報された者をいう。以下同じ。）を当該通報事実の処理に関与させてはならない。

(協力義務)

第10条 公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(調査結果の通知)

第11条 総括責任者は、調査を終えたときは、直ちに理事長に報告するとともに、公益通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

(是正措置等)

第12条 理事長は、調査の結果、通報対象事実が明らかとなったときは、是正措置、再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は各部門の長に対し是正措置等を講ずるよう命じるものとする。

- 2 各部門の長は、前項により是正措置等を講じたときは、遅滞なく当該是正措置等の内容、是正結果等を理事長及び総括責任者に報告するものとする。
- 3 総括責任者は、理事長が第1項の是正措置等を講じたとき、又は前項の報告を受けたときは、公益通報者に対し、是正措置等の内容、是正結果等を通知するものとする。

4 理事長は、当該調査及び是正措置等の内容について必要と認めるときは、公表又は関係行政機関に対し報告を行うものとする。

(懲戒処分等)

第13条 理事長は、通報対象事実に関与した役員又は教職員等に対し、本学の規則等に基づき、解任又は懲戒処分等の適切な措置を講じるものとする。

第3章 公益通報等に関わる者の責務

(被通報者への配慮)

第14条 理事長及び総括責任者は、第11条又は第12条第3項若しくは第4項の規定による公益通報者への通知、公表又は関係行政機関への報告をするときは、当該公益通報に係る被通報者、当該事実関係の調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(解雇の禁止)

第15条 理事長は、公益通報等をしたことを理由として、公益通報者に対し解雇（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）を行ってはならない。

(不利益取扱い等の禁止)

第16条 本学の役員及び教職員等は、公益通報等をしたこと、調査に協力したこと等を理由として、当該公益通報等に関係した者に対して嫌がらせ、不利益な取扱い（職場環境の悪化も含む。以下「不利益取扱い等」という。）をしてはならない。

2 理事長は、前項の不利益取扱い等がないよう、適切な措置を講じなければならない。

(不正目的の通報)

第17条 公益通報等をする者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報等をしてはならない。

2 理事長は、前項に規定する通報等をした者に対し、本学の規則等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第18条 公益通報等にかかわった役員及び教職員等は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を尊重するとともに、当該公益通報の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 理事長は、正当な理由なく前項に規定する秘密を他に漏らした役員又は教職員等に対し、本学の規則等に基づき、解任又は懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

(実効性の確保)

第19条 総括責任者は、是正措置等が十分に機能していることを定期的又は随時に確認し、新たな是正措置等の必要があると認めるときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、直ちに新たな是正措置等を講じるよう努めなければならない。

3 総括責任者は、通報処理が終了した後、不利益取扱い等が行われていないかを適宜確認し、必要があると認めるときは、当該公益通報等に関係した者を保護するための措置を講じなければならない。

(通報処理体制等の周知)

第20条 総括責任者は、公益通報等の方法、通報・相談窓口の所在場所その他の公益通報等に必要事項を、本学の役員、教職員その他関係者に周知しなければならない。

第4章 雑則

(事務)

第21条 公益通報者の保護等に関する事務は、関係部門の協力を得て、内部監査室において処理する。

(雑則)

第 2 2 条 この規則に定めるもののほか、公益通報等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第 2 3 条 この規則の改廃は、理事長が行う。

附 則 (2009年10月9日制定)

この規則は、2009年10月9日から施行する。